

澁川市業務継続計画

【新型コロナウイルス感染症対応編】

令和2年8月
澁川市

目 次

1	基本的事項	1
(1)	策定の主旨	1
(2)	策定の目的	1
(3)	対応方針	1
(4)	計画の適用範囲	1
(5)	計画の発動	1
2	業務の区分	2
(1)	区分の定義	2
(2)	業務の選定方法	3
3	非常時優先業務の実施に向けた対策	4
(1)	業務の運用	4
(2)	人員の配置計画	4
4	職場での感染予防対策	5
(1)	職場での感染防止策	5
(2)	職員が発症（疑いを含む。）した場合の措置	5
(3)	職員が濃厚接触者となった場合の措置	6
5	マニュアル等の整備	7
6	各課の業務実施区分一覧	7

・ 市長戦略部	8	・ 上下水道局	27
・ 総務部	9	・ 会計課	29
・ 総合政策部	12	・ 教育部	30
・ 市民環境部	13	・ 議会事務局	33
・ 福祉部	16	・ 監査委員事務局	33
・ スポーツ健康部	20	・ 農業委員会事務局	34
・ 産業観光部	22		
・ 建設交通部	24		
・ 危機管理室	26		

1 基本的事項

(1) 策定の主旨

4月中旬をピークとした新型コロナウイルス感染症の第1波は、5月25日で東京都を含む国内すべての緊急事態宣言が解除された時点では、一日当たりの国内感染者が50人を切る状況にありましたが、その後、徐々に感染者が増加に転じて、8月中旬には、全国の感染者が5万人を越え、県内でも、感染者の累計が230人を超えるなど、速くも感染の第2波が押し寄せてきたような状況下にあります。

このような状況を受けて、今後の備えとして、市中での感染拡大などにより市役所職員の出勤が困難な状況となった場合においても、市民の生命と健康を守り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供していくため、新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画（BCP）を策定するものです。

(2) 策定の目的

本計画の策定の目的は、次のとおりとします。

- ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を可能な限り抑制して、市民の生命と健康を守ること。
- イ 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響を最小限にとどめること。
- ウ 市民生活及び地域経済活動に関わる市の業務を継続するために必要な体制を整えること。

(3) 対応方針

本計画の目的を達成するため、次に示す3つの基本方針に基づき、業務継続を図ります。

- ア 市民の生命と健康を守り、市民生活を維持するために必要不可欠な業務（非常時優先業務）を継続する。
- イ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び市職員の出勤状況等により、通常業務の一部を中断し、非常時優先業務に職員を重点的に配置する。
- ウ 本計画は、職員の出勤状況等に応じて弾力的に運用するとともに、適宜改正しながら運用する。

(4) 計画の適用範囲

計画の適用範囲は、市が実施するすべての業務とします。

(5) 計画の発動

本計画の発動は、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に示された警戒度が「警戒度3（一定の緩和）」または「警戒度4（大幅な制限）」となった場合及び、市中や職場での感染者発生状況などにより、「渋川市新型コロナウイルス感染症・生活経済安定対策本部」（以下、「対策本部」という。）で決定された場合とします。

2 業務の区分

(1) 区分の定義

新型コロナウイルス感染症拡大防止と生活経済安定対策として実施する業務を「緊急対策業務（S）」とし、各課の実施する通常業務のうち、市民生活に必要不可欠な「継続業務（通常業務A）」と合わせて、「非常時優先業務」とします。

また、一部の業務を「縮小（延期）業務（通常業務B）」としながら、感染拡大につながる恐れのある業務等は、一時的に「中止業務（通常業務C）」とするなど、業務を次の4つに区分します。

ア 緊急対策業務（S）

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び生活経済安定対策に関して、新たに発生する業務

イ 継続業務（通常業務A）

通常業務のうち、新型コロナウイルス感染症発生時に、市民の生命を守り、市民生活を維持するために中断することができない業務（応援体制により継続する業務）

ウ 縮小（延期）業務（通常業務B）

感染拡大防止のため縮小（延期）することが適切な業務（継続、中止以外の業務）で、人員体制を縮小して実施しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務（応援体制は必要ない業務）

エ 中止業務（通常業務C）

通常業務のうち、感染拡大防止のため人が集まる機会を減らすことを目的とし、積極的に中止（中断）することが適切な業務（既に行っているものを含む。）

◎業務区分のイメージ

非常時 優先業務	緊急事態業務 (S)	新型コロナウイルス感染症対策に関する業務
	継続業務 (通常業務A)	出勤困難者が概ね半数以上でも継続する業務
	縮小（延期）業務 (通常業務B)	出勤困難者の発生状況により段階的に縮小(延期)する業務
	中止（中断）業務 (通常業務C)	感染拡大防止のため積極的に中止（中断）する業務

(2) 業務の選定方法

ア 緊急対策業務 (S)

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び生活経済安定対策に関して、新たに発生する業務とします。

◎緊急対策業務例

- ・発熱スクリーニング外来業務
- ・新型コロナウイルス感染症対策コールセンター業務
- ・特別定額給付金業務
- ・中小企業等への各種支援業務
- ・感染防止用衛生材料購入業務 等

イ 継続業務 (通常業務A)

新型コロナウイルス感染症発生時に、市民の生命を守り、市民生活を維持するために、中断することができない業務とし、業務中断による影響を次の4つの観点から選定します。

- ① 市民の生命を守る業務
- ② 市民生活を維持する業務
- ③ 市の基盤維持に関する業務
- ④ 中断すると法令違反となる業務

ウ 縮小 (延期) 業務 (通常業務B)

新型コロナウイルス感染症発生時、感染拡大防止のため縮小 (延期) することが適切な業務 (継続、中止以外の業務) で、人員体制を縮小して実施しても市民生活等に影響が比較的少ない業務とします。

なお、縮小 (延期) 業務は、出勤困難な職員の発生状況に応じて段階的に中断します。

市内での新型コロナウイルス感染症発生時には、対策本部の決定に基づき、順次業務を中断し、各課の職員 (非常勤職員を含む。) が概ね半数以上の出勤困難となった場合には、すべての縮小 (延期) 業務を原則中断し、非常時優先業務の実施に専念します。

エ 中止業務 (通常業務C)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために積極的に中止 (中断) することが適切な業務とします。

◎中止業務例

- ・イベント、集会、講習、研修会等

3 非常時優先業務の実施に向けた対策

(1) 業務の運用

ア 概ね半数以上の職員が出勤困難となった場合には、すべての縮小業務を原則中断し、非常時優先業務の実施に専念する。

イ 非常時優先業務を継続実施するため、縮小（延期）業務及び中止業務に従事していた職員を応援職員として非常時優先業務に優先的に配置する。

ウ 小康期に入った場合は、新型コロナウイルス感染症対策業務を縮小し、【縮小（延期）業務→中止業務】の順に再開する。

エ 業務の縮小（延期）、中止及び再開の判断は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況、社会的状況、職員の出勤状況等を総合的に勘案して、対策本部で決定する。

オ 感染リスクを可能な限り低減し、非常時優先業務を継続するための取り組みを推進する。

◎取り組み例

- ・ 職員の時差出勤
- ・ 職員を2班体制に分けた交代勤務
- ・ 職場の分散勤務 等

カ 各業務の実施にあっては、新型コロナウイルスの感染状況及び職員の出勤率等を総合的に勘案し、弾力的・機動的に行う。

(2) 人員の配置計画

ア 新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、各部課において出勤職員の状況にばらつきが生じるため、非常時優先業務の実施に必要な人員が不足した場合には、【課内→部内→全庁】の順で応援職員を配置する。

イ 人員の配置に当たっては、原則として課内の配置は当該課で、部内の配置は当該部で決定し、他部局からの応援職員が必要な場合は、対策本部において決定する。

なお、全庁的な対応が必要となった場合、対策本部長は、より実効性の高い体制とするための指示を行う。（人事、予算、動員）

ウ 業務の縮小（延期）、中止等により余剰となった職員は、対策本部長の指示により、主に次の職務に従事する。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（優先順位S）の支援
- ② 継続業務（優先順位A）の支援
- ③ その他、対策本部で必要とされる業務

4 職場での感染予防対策

職員の感染リスクの低減や職場内でのまん延防止のため、感染対策の徹底等について十分に周知する。

(1) 職場での感染防止策

- ア 手洗い・手指消毒の徹底
- イ 人混み・職場内でのマスクの着用
- ウ 定期的な職場の清拭・消毒
- エ 定期的な換気の徹底
- オ 窓口用パーティション等の設置
- カ 職場内の3密（密集・密着・密接）の防止
- キ 出勤前の検温、発熱時の出勤自粛

(2) 職員が陽性（疑いを含む。）となった場合の措置

職員が陽性（疑いを含む。）となった場合、所属長等は遅滞なく人事課に報告する。

ア 陽性の疑いがある場合

発熱や咳・くしゃみ、だるさや味覚・臭覚障害等の症状がある職員は、出勤を自粛し、所属長に連絡後、自宅療養に専念する。

新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診の目安・受診方法については、「渋川地区発熱スクリーニング外来（080-2208-3876）」及び「群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター（0570-082-820）」等に問い合わせを行い、その指示に従う。

イ 職員の陽性が明らかになった場合

陽性が明らかになった職員は、所属長にその結果を報告し、治癒し出勤可能となるまで特別休暇とする。

ウ 職員が陽性となった場合の保健福祉事務所との連携

職員が陽性となった職場は、保健福祉事務所との窓口になる担当者を決めて、濃厚接触者の対応などその指示に従うとともに、陽性となった職員の勤務状況や部署の座席表、フロアの見取り図等準備しておく。

エ 職員の陽性に伴う職場の消毒等

① 執務室では、パソコン、電話、コピー機などの電子機器、該当職員の机や椅子、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など接触したと考えられる箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（濃度0.05%）または、消毒用アルコールにより清拭する。

② ロッカールーム、トイレなどの共有スペースについても同様とする。

- ③ 消毒に従事する職員は、手袋、マスク、フェースガード、ガウン等の防護具を着用し、消毒実施後は、手袋を外した後に手洗い・手指消毒用アルコールでの消毒を徹底し、防護具の処分にも細心の注意を払う。

(3) 職員が濃厚接触者となった場合の措置

ア 保健福祉事務所から濃厚接触者と認定された職員は、速やかに所属長に連絡し、認定日から特別休暇とする。所属長は、職員が陽性となった場合と同様に人事課に連絡を行う。

- ① PCR検査の結果、陽性と判定された場合は、治癒し出勤可能となるまで特別休暇を継続する。

- ② PCR検査の結果、陰性と判定された場合は、陽性者との最終接触日から2週間の間を自宅待機とする。

イ 上記アの濃厚接触者と、必要な感染予防策なしで接触のあった職員は、速やかに所属長に連絡し、自宅での自粛とする。所属長は、職員が陽性となった場合と同様に人事課に連絡を行う。

- ① 上記アの濃厚接触者が陽性と判断され、保健福祉事務所から濃厚接触者として認定された場合、その指示に従いPCR検査を受け、自宅での自粛開始時に遡り特別休暇とする。

- ② PCR検査の結果、陽性と判定された場合は、治癒し出勤可能となるまで特別休暇を継続する。

- ③ PCR検査の結果、陰性と判定された場合は、陽性者との最終接触から2週間の間を自宅待機とし、特別休暇とする。

ウ 上記アの濃厚接触者が陰性の場合、直ちに職場復帰ができる。

【濃厚接触者の定義】（国立感染症研究所感染症疫学センター）

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ①陽性者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機内を含む）があった者
②適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
③患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
④その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者

※周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。

（例：マスクなしで15分以上対面で会話を行うなど）

※患者（確定例）の感染可能期間とは

- ・「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性

の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間とする。

- ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状：発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節筋肉痛、下痢、吐気・嘔吐など

5 マニュアル等の整備

本計画においては、優先的に実施すべき業務を特定しているが、非常時優先業務を迅速かつ効率的に遂行するため、各部課等においては、必要に応じて、あらかじめ非常時優先業務を実施するために必要な体制、人数、手順等を定めたマニュアルを作成し、継続的な改善を図るものとします。

6 各課の業務実施区分一覧

各課の業務実施区分一覧は、次ページ以降に記載します。

6 各課の業務実施区分一覧

■市長戦略部

秘書室(現員9名)

区分	業 務
S	新型コロナウイルス感染症の発生状況の広報に関すること
S	報道機関との連絡調整に関する各種資料の収集に関すること
A	秘書に関する事
A	市長会に関すること
A	広報及び広聴に関すること
B	栄典及び表彰に関すること
B	庁議に関すること
B	広報及び広聴に関すること
C	儀式及び交際に関すること
C	陳情、請願等の受付及び調整に関すること
C	後援名義の使用に関すること
C	特別職の引継ぎに関すること
C	広報及び広聴に関すること

■総務部

総務課(現員11名)

区分	業務
A	公告式に関すること。
A	議会に関すること。
A	文書及び公印の管理に関すること。(このうち、郵便業務及び公印管理)
A	情報公開に関すること。
A	個人情報保護に関すること。
A	選挙管理委員会に関すること。
B	文書及び公印の管理に関すること。(このうち、郵便業務及び公印管理以外のもの)
B	行政不服審査審査請求に関すること。
B	情報公開審査会・個人情報保護審査会に関すること。
B	条例及び規則等の審査に関すること。
B	いじめ問題再調査委員会に関すること。
C	市の境界、廃置分合及び名称変更に関すること。
C	行政手続に関すること。
C	行政相談委員に関すること
C	内部統制に関すること。
C	公平委員会に関すること
C	固定資産評価審査委員会に関すること
C	顧問弁護士に関すること
C	法令及び判例の調査研究に関すること
C	訴訟等に関すること
C	市債権管理の総合的な調整に関すること
C	組織機構に関すること。
C	行政改革に関すること。
C	指定管理者制度に関すること
C	その他の業務に関すること。

人事課(現員7名)

区分	業務
S	各課の罹患状況・職員配置に関すること
S	各課動員者名簿の作成及び給与に関すること
S	各課動員者の賄いに関すること
S	職員の動員及び配置に関すること
A	人事及び給与に関すること
A	市町村の共済組合等に関すること
B	職員の福利厚生に関すること
B	職員の安全衛生に関すること
C	人事及び給与に関すること
C	職員の定員管理に関すること
C	職員の勤務時間、その他勤務条件に関すること

C	職員の研修に関する事
C	職員の福利厚生に関する事
C	市町村の共済組合等に関する事
C	職員の安全衛生及び公務災害に関する事
C	職員団体に関する事
C	特別職報酬等審議会に関する事
C	その他業務に関する事

財務課(現員19名)

区分	業務
A	新型コロナウイルス感染症対策予算、国・県等財政援助等に関する事
A	新型コロナウイルス感染症対策関係予算に関する事
A	所管する施設等の管理に関する事
A	車両の集中管理及び配車に関する事
A	応急対策実施のための用地等借り入れ及び補償に関する事
A	集中管理による人員及び物資の輸送に関する事
A	優先電話の指定に関する事
A	業務継続に係る庁舎等の管理
B	財政に関する事
B	市有自動車(各課等に所属する自動車を除く。)の管理に関する事
C	普通財産の取得、管理及び処分に関する事
C	公有財産の経営管理に関する事
C	市の権利義務に関する事
C	財政に関する事
C	庁用バスに関する事
C	市庁舎の管理に関する事

契約検査課(現員6名)

区分	業務
A	入札及び契約に関する事
A	工事等の検査に関する事
A	庶務に関する事
A	アンケート、調査に関する事
B	役務、物品等の内容審査
B	工事、コンサルの内容審査
B	工事表彰に関する事
C	監督員研修に関する事

税務課(現員27名)

区分	業 務
A	市県民税の調査、賦課、調定及び固定資産税関係の証明等に関すること
A	軽自動車税の賦課及び調定に関すること
A	価格決定、賦課調定異動に関すること(業務が発生した場合対応)
C	税制改正に関すること
C	市県民税の調査賦課及び調定に関すること
C	市民税の申告
C	軽自動車税の賦課及び調定に関すること
C	市たばこ税の賦課及び調定に関すること
C	入湯税の賦課及び調定に関すること
C	交付金に関すること
C	土地評価、家屋評価に関すること
C	償却資産に関すること
C	交納付金、特別土地保有税に関すること

納税課(現員17名)

区分	業 務
A	市税等の収納に関すること
B	市税等の収納に関すること
B	介護保険料の収納に関すること
B	後期高齢者医療保険料の収納に関すること
C	市税等の収納に関すること
C	介護保険料の収納に関すること
C	後期高齢者医療保険料の収納に関すること

■総合政策部
政策創造課(現員14名)

区分	業 務
S	民間企業との物資応援協定業務
S	外国人に対する情報提供・生活相談及び援護に関する事
A	ふるさと応援寄附金に関する事
A	国際交流に関する事(連絡調整、対応に関する事)
A	基幹系・情報系ネットワークの運用管理 行政情報化に関する事 (社会保障・税番号制度、ほっとマップメール、フォトリポしぶかわ、地方公共団体情報システム機構に関する事) 行政情報システムに関する事 (電算処理業務委託、基幹業務システム及びネットワーク、情報系(LGWAN/インターネット)機器及びネットワーク、情報系ファイルサーバー運用、総合行政ネットワークシステム(LGWAN)、公的個人認証サービス、財務会計システム、グループウェアに関する事)
A	統計に関する事 (国勢調査、農林業センサス、経済センサス、工業統計調査、学校基本調査、市民経済計算、県民手帳、統計グラフコンクール、会計年度任用職員の雇用・賃金に関する事) (①統計調査などは、主催が国・県であり、継続・縮小・休止の判断が市にないため、分類ができない。②会計年度任用職員も①が影響するため、分類できない。)
B	広域行政に関する事
B	市民会館に関する事
B	まちづくり財団に関する事
B	移住者支援に関する事
B	空家等対策の推進に関する事
B	行政情報化に関する事
B	行政情報システムに関する事
C	政策立案及び特命による調査研究に関する事
C	総合計画に関する事
C	新市建設計画に関する事
C	広域行政に関する事
C	地域政策の総合調整に関する事
C	総合教育会議に関する事
C	国際交流に関する事
C	文化行政に関する事
C	部内の連絡調整に関する事
C	オリンピック・パラリンピックに関する事
C	共生社会の推進に関する事
C	地方創生に関する事
C	移住者支援に関する事
C	空家等対策の推進に関する事
C	イベント誘致に関する事
C	地域情報化に関する事
C	行政情報化に関する事
C	統計に関する事

■市民環境部

市民課(駅前証明サービスコーナー及び市民課窓口案内含む)(現員14名)

区分	業務
A	戸籍及び住民基本台帳に関すること
A	印鑑登録に関すること
A	自動車臨時運行許可に関すること
A	市民課窓口案内に関すること
A	その他事務に関すること(マイナンバーカード交付事務関連)
A	埋火葬許可に関すること
A	課の庶務に関すること
A	その他の事務に関すること
B	戸籍及び住民基本台帳に関すること
B	旅券に関すること
B	在留に関すること
B	課の庶務に関すること
C	戸籍及び住民基本台帳に関すること
C	その他事務に関すること
C	駅前証明サービスコーナーに関すること
C	課の庶務に関すること
C	公的認証サービスに関すること
C	群馬電子申請に関すること
C	資料統計に関すること
C	延長窓口等

環境政策課(現員16名)

区分	業務
A	ゴミ処理等環境衛生業務
B	環境に関すること
B	廃棄物の処理及び一般廃棄物の収集運搬に関すること
B	公害に関すること
C	環境に関すること
C	墓地に関すること
C	廃棄物の処理及び一般廃棄物の収集運搬に関すること
C	公害に関すること

市民協働推進課(現員9名)

区分	業務
A	自治会連合会への情報提供及び協力
A	公共的団体への活動依頼
A	災害情報連絡員(自治会長)との連絡調整業務
A	ボランティア活動の支援、推進
C	自治会に関すること
C	コミュニティづくりの推進に関すること
C	ボランティア及びNPOに関すること
C	消費者行政に関すること
C	行政センターの連絡調整に関すること
C	平和運動の推進に関すること
C	安全で安心なまちづくりの推進に関すること
C	自衛官の募集に関すること
C	交通安全に関すること

各行政センター(現総人員45名)

区分	業務
S	新型コロナウイルス感染症発生に伴う相談
S	新型コロナウイルス感染症発生に伴う証明等の発行
S	自治会連合会への情報提供及び協力
A	公告式に関すること
A	文書及び公印の管理に関すること
A	選挙管理委員会に関すること
A	防災に関すること
A	職員団体に関すること
A	職員に関すること
A	市有自動車の管理に関すること
A	市庁舎の管理に関すること
A	行事等傷害補償及び見舞金に関すること
A	広報及び広聴に関すること
A	行政情報システムに関すること
A	環境に関すること
A	廃棄物の処理及び一般廃棄物の収集運搬に関すること
A	墓地に関すること
A	安全で安心なまちづくりの推進に関すること
A	コミュニティづくりの推進に関すること
A	市政相談に関すること
A	農業者年金に関すること
A	道路、橋りょう、河川等の維持管理に関すること
A	課・係の庶務に関すること
A	予算・決算に関すること
A	生活道等の維持管理に関すること
A	市税の賦課に関すること

A	市税の賦課に関する事(固定資産税)
A	市税の賦課に関する事(軽自動車税)
A	市税の賦課に関する事(入湯税)
A	市税等の収納に関する事
A	介護保険料・後期高齢者医療保険料等の収納に関する事
A	戸籍及び住民基本台帳に関する事
A	印鑑登録に関する事
A	埋葬許可に関する事
A	日本赤十字社に関する事
A	児童手当に関する事
A	児童扶養手当に関する事
A	特別児童扶養手当に関する事
A	ぐーちよきパスポートに関する事
A	介護保険に関する事
A	高齢者福祉に関する事
A	健康の増進及び予防衛生に関する事
A	複十字募金に関する事
A	料金徴収事務に関する事
A	使用料負担金に関する事
A	現金及び有価証券の出納及び保管に関する事
A	記念樹木に関する事
A	児童生徒の就学に関する事
C	自衛官の募集に関する事
C	市庁舎の管理に関する事
C	環境に関する事
C	安全で安心なまちづくりの推進に関する事
C	生活改善センター(小野子・村上)の維持管理
C	都市緑化に関する事
C	地域イベント、お祭り等の協力に関する事
C	公民館との連携・協力に関する事
C	戦没者特別弔慰金に関する事
C	高齢者福祉に関する事

■福祉部

地域包括ケア課(現員26名)

区分	業 務
S	特別定額給付金に関する事
A	地域共生社会に関する事
A	社会福祉協議会等関係機関との連絡調整に関する事(連絡体制の確立)
A	日本赤十字社との連携に関する事
A	生活困窮者自立支援に関する相談受付(就労支援、住居確保給付金)
A	義援金に関する事
A	厚生援護事務に関する事
A	民生委員児童委員協議会に関する事
A	社会福祉協議会との連絡調整に関する事
A	日本赤十字社に関する事
A	災害救助法の適用基準以下の災害援護に関する事
A	福祉事業基金に関する事
A	現金、証券および物品等に関する事
A	社会福祉センターに関する事
A	要支援者台帳作成に関する事
A	同和対策に関する事
A	生活困窮者自立支援に関する事(子ども学習支援事業)
A	生活保護に関する事
A	行旅病人及び行旅死亡人に関する事
A	地域生活支援事業
B	地域共生社会に関する事
B	厚生援護事務に関する事
B	民生委員・児童委員協議会に関する事
B	日本赤十字社に関する事
B	保護司に関する事
B	人権擁護委員に関する事
B	社会福祉センターに関する事
B	総合相談
B	同和対策に関する事
B	生活困窮者自立支援に関する事
B	生活保護に関する事
B	生活保護に関する事
B	自立支援給付
B	地域生活支援事業
B	障害者通所支援
B	特別障害者手当
B	心身障害者扶養共済
B	経由事務外
B	障害者施設等に対する物品調達の促進
B	県知的障害児(者)総合福祉推進事業
B	重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業
B	市単独

C	戦没者慰霊祭式に関する事
C	人権擁護委員に関する事
C	生活保護に関する事
C	自立支援給付
C	地域生活支援事業
C	障害者差別解消法
C	障害者計画及び障害者福祉計画
C	県在宅すこやか生活支援事業
C	じん臓機能障害等通院交通費助成事業
C	要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業
C	経由事務外
C	難聴児補聴器購入支援事業
C	市単独

こども課(現員58名※支援センター、保育所を除く場合:現員15)

区分	業務
S	保育所、認定こども園、幼稚園における新型コロナウイルス感染防止対策に関する事
S	保育等従事者に対する慰労金の支給に関する事
S	子育て世帯・ひとり親世帯への臨時特別給付金に関する事
A	子どものための教育及び保育の給付に関する事
A	公立幼稚園との調整及び指導に関する事
A	保育の充実促進に関する事
A	公立保育所との調整及び指導に関する事
A	児童福祉施設建設資金に関する事
A	病児保育に関する事
A	公立施設の維持管理に関する事
A	保育の認定及び入退所に関する事
A	利用者負担額に関する事
A	子育てのための施設等利用の給付に関する事
A	公立保育所の給食、食育、アレルギー対策に関する事
A	児童手当に関する事
A	児童扶養手当に関する事
A	特別児童扶養手当に関する事
A	児童虐待防止対策事業に関する事
A	母子・父子自立支援員に関する事
A	母子福祉に関する事
A	ひとり親家庭に関する事
A	要保護児童対策地域協議会に関する事
A	家庭児童相談室に関する事
A	家庭児童相談(相談、協議、措置)に関する事
A	DV相談に関する事
A	子どもの貧困対策に関する事
A	放課後児童クラブに関する事
A	子ども・子育て支援交付金に関する事
A	渋川すこやかプラザの運営に関する事
A	渋川すこやかプラザの施設管理に関する事

B	子育て支援専用ウェブサイト・子育てガイド・PRに関すること
B	記者発表、広報に関すること
B	こども課庶務の統括に関すること(予算・決算・議会・計画・庁議等)
B	こども課庶務に関すること(各種調査報告・臨時職員・公用車・その他)
B	公立幼稚園通園バスに関すること
B	係庶務(メールの処理等)
B	渋川地区保育所・幼稚園保健会に関すること
B	ファミリー・サポート・センター事業に関すること(子育て支援事業)
B	子育て総合窓口に関すること
C	少子化対策事務全般のこと
C	子育て知って得するバスツアー実施に関すること
C	子ども・子育て会議に関すること
C	子ども・子育て支援事業計画に関すること
C	教育・保育施設の適正配置に関すること(保育所及び幼稚園適正配置検討委員会)
C	施設整備計画及び施設整備に関すること
C	子育てコンシェルジュに関すること
C	赤ちゃんの駅・おでかけマップに関すること
C	子育て支援講座に関すること
C	赤ちゃんふれあい事業に関すること
C	恋活支援に関すること
C	こども夢基金に関すること
C	土地賃貸借契約に関すること
C	認定こども園の移行に関すること
C	園長会議に関すること
C	英語ふれあいに関すること
C	キッズゾーンに関すること
C	認可外施設に関すること
C	すくすく保育展実行委員会に関すること(保育展:奇数年度、パネル展示:毎年度)
C	子育て支援事務全般のこと
C	母子家庭等総合対策支援事業に関すること
C	子育て短期支援事業(ショートステイ)に関すること
C	ぐーちよきパスポートに関すること
C	児童館に関すること(子育て支援事業)
C	児童広場の遊具に関すること(子育て支援事業)
C	子ども家庭総合支援拠点に関すること
C	福祉専門学校との調整に関すること
C	福祉専門学校の研修等の実施に関すること
C	子育て支援事業の実施に関すること
C	公立幼稚園出向き支援に関すること
C	子育てサークルに関すること
C	臨時職員に関すること
C	屋内遊具施設の運営及び管理に関すること
C	多目的ホール及び研修室の使用に関すること

高齢者安心課(現員17名)

区分	業務
A	相談窓口、所管する関係機関に関すること
A	高齢者支援に関すること
A	介護予防支援事業に関すること
A	総合相談支援に関すること
A	権利擁護事業に関すること
A	地域包括支援センター運営事業に関すること
B	高齢者福祉に関すること
B	介護予防支援事業に関すること
C	高齢者福祉に関すること
C	包括的支援事業に関すること

指導検査室(現員4名)

区分	業務
C	社会福祉法人等の実地指導
C	社会福祉法人の設立認可等

■スポーツ健康部
健康増進課(現員28名)

区分	業務
S	関係機関との連携・調整(県・近隣市町村・地区医師会・医療機関)
S	渋川保健福祉事務所との連携(患者の発生状況、感染規模の把握、濃厚接触者の健康観察等)
S	感染防止に関すること(普及啓発、備蓄品)
S	発熱スクリーニング外来に関すること
S	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
A	班に関わる罹患調査
A	感染症予防
A	各種届出等に関すること(妊娠届等)
B	母子健康相談に関すること
B	健康相談に関すること
C	妊産婦健康管理事業
C	乳幼児健康診査事業
C	妊産婦・乳幼児指導事業
C	子育て支援
C	成人保健事業調整及び進行
C	健康診査
C	生活習慣改善指導
C	がん検診
C	肺がん結核予防
C	感染症予防
C	健康づくり
C	食生活改善推進
C	口腔衛生事業
C	健康づくり計画の策定
C	その他の事業

スポーツ課(現員4名)

区分	業務
A	社会体育施設の管理に関すること(体育施設の維持管理に関すること)
B	社会体育施設の管理に関すること(指定管理に関すること)
C	スポーツ振興に関すること
C	スポーツ推進委員に関すること
C	スポーツ推進審議会に関すること
C	社会体育団体に関すること
C	社会体育施設の管理に関すること(上記以外の業務)
C	その他の事務に関すること

保険年金課(現員18名)

区分	業務
S	国民健康保険税の減免に関する事(新型コロナウイルスに係るもの)
S	後期高齢者医療保険料の減免申請に関する事(新型コロナウイルスに係るもの)
S	国民年金保険料の減免申請に関する事(新型コロナウイルスに係るもの)
S	傷病手当金の支給に関する事
A	国民健康保険に関する事
A	福祉医療に関する事
A	年金生活者支援給付金に関する事
A	国民年金に関する事
A	後期高齢者医療制度に関する事
B	各窓口業務
C	国民健康保険に関する事
C	後期高齢者医療制度に関する事
C	庶務に関する事
C	福祉医療に関する事
C	国民年金に関する事

あかぎ診療所(現員5名)

区分	業務
S	発熱スクリーニング外来に関する事(施設管理・支援)
A	診療業務に関する事(発熱スクリーニング外来支援)
A	看護業務に関する事(発熱スクリーニング外来支援)
A	薬剤業務に関する事(発熱スクリーニング外来支援)
A	事務局に関する事
B	診療業務に関する事(患者の診療、療養指導その他保健指導)
B	看護業務に関する事(患者の看護、診療の補助、その他の看護業務)
B	薬剤業務に関する事(調剤、医薬品の管理、その他の薬剤業務)
C	診療業務に関する事(健康診断)
C	事務局に関する事(文書の收受発送、整理保存、予算の編成・執行、診療報酬等の請求・調定、医事に関する報告)

介護保険課(現員20名)

区分	業務
S	窓口相談、所管する関係機関に関する事
S	介護保険料の減免に関する事
A	介護給付(福祉用具、住宅改修を含む)に関する事
A	介護保険料の賦課に関する事
A	資格異動管理に関する事
A	認定調査に関する事
A	主治医意見書に関する事
A	認定結果に関する事
A	介護認定審査会に関する事
B	介護保険に関する事
B	福祉有償運送に関する事
B	介護認定審査会に関する事
C	介護保険に関する事

■産業観光部

商工振興課(現員15名)

区分	業務
S	中小企業等への各種支援業務に関する事
A	企業の事業活動の自粛に関する事
A	生活関連物資の需要や価格の安定に関する事
A	ライフライン事業者との連絡調整に関する事
A	制度融資に関する事
B	就業及び雇用対策に関する事
B	勤労者福祉に関する事
B	工業の振興に関する事
B	商業の振興に関する事
C	まちなか再生に関する事
C	計量に関する事
C	企業誘致に関する事

観光課(現員23名)

区分	業務
A	観光施設に関する事
A	温泉施設の維持管理に関する事
A	源泉の維持管理及び温泉権に関する事
A	観光振興に関する事
A	関係事業者からの情報の収集及び発信
A	課の庶務に関する事
A	その他事務に関する事
B	観光振興に関する事
B	物産振興に関する事
B	予算に関する事(観光振興費)
B	DCの推進に関する事
C	観光戦略に関する事
C	施設譲渡に関する事

農林課(現員18名)

区分	業務
A	農林業関係被害調査に関すること
A	農林業者支援に関すること
A	農業者団体との物資応援協定に関すること
A	家畜の防疫に関すること
A	病害虫の防除、防疫、対策に関すること
A	鳥獣等の防除、防疫、対策に関すること
A	治山治水に関すること
B	関係団体に関すること
C	農業の振興に関すること
C	鳥獣の飼育及び捕獲に関すること
C	森林の保全及び林業振興に関すること
C	農業委員会との連絡調整に関すること

土地改良課(現員11名)

区分	業務
A	農業用水及び農道に関すること
A	群馬用水に関すること
A	農業用水等渇水対策施設に関すること
B	赤城西麓用水対策事業に関すること
B	土地改良事業に関すること
B	土地改良区に関すること
B	農地・農業用施設災害復旧に関すること
B	鉄鋼スラグ対策事業に関すること
C	係の庶務に関すること
C	土地改良施設維持管理適正化事業に関すること
C	多面的機能支払交付金事業に関すること
C	中山間地域等直接支払交付金事業に関すること
C	地図訂正等に関すること

■建設交通部

土木管理課(現員21名)

区分	業務
A	道路の認定廃止に関する事
A	道路、橋りょう、河川等に関する事
A	幹線道路対策に関する事
A	国土調査に関する事
A	部・課の連絡調整に関する事
B	国土調査に関する事
B	幹線道路対策に関する事

土木維持課(現員23名)

区分	業務
A	内部の連絡調整に関する事
A	災害復旧及び土木砂防に関する事(災害発生時のみ対応)
A	道路、橋りょう、河川等の維持管理に関する事
A	予算・補助金に関する事
B	課の庶務に関する事

建築住宅課(現員14名)

区分	業務
A	業務委託、工事の一時中止等に係る調整、契約に関する事
A	建築基準法(昭和25年法律第201号)に関する事
A	市営住宅等に関する事
A	市営住宅の減免、猶予に関する事
B	交付金に関する事
B	施策に関する事
B	予算編成、執行管理に関する事
B	市有建築物の建設及び営繕等に関する事
B	市営住宅等に関する事
C	建築基準法に関する事
C	補助金に関する事
C	市有建築物の建設及び営繕に関する事
C	市営住宅等に関する事

都市政策課(現員17名)

区分	業務
A	都市計画に関すること
A	立地適正化計画に関すること
A	国土利用計画法に関すること
A	宅地開発及び土砂採取に関すること
A	優良宅地及び優良住宅の認定に関すること
A	土地区画整理に関すること
A	駅周辺整備に関すること
A	都市公園等に関すること
A	都市計画道路の整備に関すること
B	自転車駐車場に関すること
B	都市公園等に関すること
B	都市緑化に関すること
C	都市計画に関すること
C	立地適正化計画に関すること
C	土地開発公社に関すること
C	土地区画整理に関すること
C	都市緑化に関すること
C	駅周辺整備に関すること
C	都市公園等に関すること
C	都市計画道路の整備に関すること
C	その他事務に関すること

交通政策課(現員7名)

区分	業務
A	公共交通施策に関すること
A	八木原駅周辺整備に関すること
A	八木原駅前トイレの維持管理、清掃業務
A	市町村乗合バスの運行
A	タクシー利用券の交付
C	公共交通施策に関すること
C	八木原駅周辺整備に関すること

■危機管理室

危機管理室(現員8名)

区分	業 務
S	対策本部に関すること
S	コールセンター(新型コロナウイルス感染症電話相談)の設置
A	災害対策(警戒)本部に関すること
A	防災関係機関との連絡調整に関すること
A	防災行政無線、防災関係システムに関すること
A	自主防災組織に関すること
A	公共機関(他市町村)等からの応援の受入れに関すること
A	自衛隊派遣に関すること
A	公共機関(他市町村)への災害派遣に関すること
A	消防団本部の運営等
A	消防団各方面隊に関すること
A	消防署・消防本部との連絡調整に関すること
A	消防団との連絡調整業務
B	防災会議に関すること。
C	地域防災計画、水防計画に関すること
C	防災対策(啓発・各種施策)に関すること
C	防災備蓄品に関すること
C	防災訓練の実施に関すること
C	防災行政無線に関すること
C	防災行政無線、防災関係システムに関すること
C	防災倉庫関係業務
C	自主防災組織に関すること
C	国民保護計画に関すること
C	被災者の支援に関すること
C	係の庶務に関すること
C	消防団本部の運営等に関すること
C	消防団装備等拡充に関すること
C	消防団庶務に関すること
C	消防施設の維持管理に関すること
C	消防水利の維持管理に関すること
C	消防署・消防本部との連絡調整に関すること
C	危険物安全協会に関すること
C	女性防火クラブに関すること
C	係の庶務に関すること

■上下水道局

総務経営課(現員14名)

区分	業務
A	対策記録の作成等 ①所属職員の罹患状況の把握 ②新型コロナウイルス対策記録の作成 ③職員等の感染防止
A	水道料金、下水道使用料の徴収猶予
A	衛生資材の購入
A	新型コロナウイルス感染症対策費の出納に関する事
A	職員の身分取扱いに関する事
A	予算及び決算に関する事
A	出納その他会計事務に関する事
A	資産の取得、管理及び処分に関する事
A	企業債及び一時借入金に関する事
A	業務統計に関する事
A	水道料金・下水道使用料の調定及び収納等に関する事
B	業務の統合調整に関する事
B	入札及び契約に関する事
B	上下水道営業関連業務委託に関する事
C	財政計画及び資金運用に関する事
C	条例及び規程等に関する事
C	文書・配布物等の收受・回覧・整理・発送・保存等に関する事
C	広報広聴に関する事
C	上下水道営業関連業務委託に関する事
C	議会に関する事
C	情報政策に関する事
C	上越新幹線榛名中山トンネル湧水利用協議会に関する事
C	関係団体に関する事
C	前各号に掲げるもののほか、上下水道局の各係の所管に属さないこと

業務課(現員35名)

区分	業務
A	非常配備体制に運用
A	人員応援要請 ①水道施設管理業務代替要員の確保(水道業務経験者)
A	対策記録の作成等 ①所属職員の罹患状況の把握 ②新型コロナウイルス対策記録の作成 ③職員等の感染防止
A	し尿処理に関する事
A	その他、上、下水道等で市民生活に関する事
A	職員の身分取扱いに関する事
A	出納その他会計事務に関する事(負担金に関する事)
A	入札及び契約に関する事(5号案件に関する事)
A	文書及び公印の管理に関する事(所属IID、公印管理に関する事)

A	水洗化促進に関すること(貸付金に関すること)
A	受益者負担金に関すること(新規・随時賦課、猶予・猶予解除に関すること)
A	下水処理施設の維持管理に関すること
A	下水道ポンプ場施設の維持管理に関すること(中継ポンプに関すること)
A	給・配水施設の維持管理に関すること
A	漏水の調査及び防止対策に関すること
A	水質管理に関すること
A	取水、浄水、送水及び配水の計画、調整、計量並びに記録、統計に関すること
A	水源及び浄水場施設の維持管理に関すること
B	業務の総合調整に関すること
B	条例及び規程等に関すること
B	水洗化促進に関すること
B	受益者負担金に関すること
B	下水道管路施設の維持管理に関すること
B	下水処理施設の維持管理に関すること
B	合併処理浄化槽の維持管理に関すること
B	公共下水道事業に関すること
B	資産の取得、管理及び処分に関すること
B	水道施設の拡張事業に伴う企画、設計及び施工に関すること
B	給・配水施設の維持管理に関すること
B	制水・断水及びこれに伴う広報に関すること
B	給水装置工事の設計審査及び検査監督に関すること
B	漏水の調査及び防止対策に関すること
B	工務等に関すること
B	水源及び浄水場施設の維持管理に関すること
C	業務の総合調整に関すること
C	業務統計に関すること
C	広報広聴に関すること
C	議会に関すること
C	職員の身分取扱いに関すること
C	予算及び決算に関すること
C	文書及び公印の管理に関すること
C	給水装置工事事業者に関すること
C	排水設備工事指定店に関すること
C	水洗化促進に関すること
C	受益者負担金に関すること
C	空き家対策調査に関すること
C	下水道管路施設の維持管理に関すること
C	下水処理施設の維持管理に関すること
C	公共下水道事業に関すること
C	制水・断水及びこれに伴う広報に関すること
C	事業の許認可に関すること
C	工務等に関すること
C	水源及び浄水場施設の維持管理に関すること
C	関係団体に関すること

■会計課

会計課(現員8名)

区分	業 務
A	調定の通知及び支出負担行為に関すること
A	現金及び有価証券の出納及び保管に関すること
A	現金及び財産の記録管理に関すること
A	指定金融機関に関すること
A	その他会計事務に関すること
B	調定の通知及び支出負担行為に関すること
B	現金及び有価証券の出納及び保管に関すること
B	現金及び財産の記録管理に関すること
B	指定金融機関に関すること
B	その他会計事務に関すること
C	調定の通知及び支出負担行為に関すること
C	現金及び有価証券の出納及び保管に関すること
C	物品の出納及び保管に関すること
C	指定金融機関に関すること
C	決算の調製に関すること
C	その他会計事務に関すること

■教育部

教育総務課(現員11名)

区分	業務
A	教育委員会に関すること
A	教育長に関すること
A	庁舎管理に関すること
A	教育委員会規則に関すること
A	公印の管理に関すること
A	文書管理に関すること
A	部内の連絡調整に関すること
A	教育行政の相談に関すること
A	学校の設置、管理及び廃止に関すること
A	予算執行に関すること
B	教育委員会所属職員及び市費支弁による教職員の人事に関すること
B	教育財産に関すること
B	臨時職員に関すること
B	予算編成に関すること
B	決算に関すること
B	地方教育費調査に関すること
B	奨学金貸与事業に関すること
B	ふるさと洪川学生奨励金に関すること
B	通学バス運行事業に関すること
B	遠距離通学事業に関すること
B	建物共済事務に関すること
B	法令外負担金に関すること
B	課の庶務に関すること
C	教育委員会に関すること
C	総合教育会議に関すること
C	学校の設置、管理及び廃止に関すること
C	小中学校再編統合に関すること
C	総合計画に関すること
C	基金及び積立金の経理に関すること
C	校外活動支援事業に関すること
C	児童生徒派遣事業に関すること

学校教育課(現員15名)

区分	業務
S	学校施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること(休校)
A	学校及び関係機関との情報交換
A	関係機関(洪川保健福祉事務所、各市町村教委等)との情報交換
A	教職員・児童生徒の罹患等調査・経過報告
A	学校の職員並びに生徒・児童及び幼児の保健衛生、福利厚生に関すること(学校医等の委嘱、委託)
A	学校、教職員、児童・生徒 その他事務(校長会等、ALT指導補助、就学事務全般)

B	児童生徒各種健診関係業務
B	歳入歳出予算に関する事
B	学校、教職員、児童・生徒 その他事務(就学援助、海外派遣、移動音楽教室等)
B	児童及び生徒の調査及び統計に関する事
B	県費負担教職員人事に関する事
B	教科内容及びその取扱いに関する事
B	教科用図書の採択に関する事
B	教育研究所の運営
C	教科用図書の採択に関する事(展示会)
C	学校評価指導に関する事
C	学力診断及び学力向上委員会に関する事
C	学校の職員の指導及び研修に関する事
C	学校給食に関する事
C	学校の職員並びに生徒・児童及び幼児の保健衛生、福利厚生に関する事(保険加入・支払、学校保健会事務)
C	県教育委員会その他の教育委員会及び事務局との連絡調整に関する事
C	教育財産の取得及び管理処分に関する事

学校給食課(現員18名)

区分	業務
A	施設設備及び保全管理に関する事
A	調理場の庶務に関する事
C	学校給食の調理及び配送に関する事
C	学校給食費の徴収に関する事
C	学校給食物資の購入及び管理に関する事
C	栄養指導及び衛生管理に関する事

生涯学習課(現員9名)

区分	業務
A	所管する団体の、活動の自粛・中止の総合調整に関する事
A	所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関する事
A	会計年度任用職員に関する事
A	財務事務に関する事
C	社会教育の推進に関する事
C	人権教育の推進に関する事
C	生涯学習の推進に関する事
C	芸術文化の振興に関する事
C	青少年教育に関する事
C	三者連携に関する事
C	その他事務に関する事

文化財保護課(現員13名)

区分	業務
A	埋蔵文化財発掘調査等に関すること
B	文化財管理に関すること
C	資料館に関すること
C	市誌に関すること
C	文化財活用に関すること

渋川市立図書館(現員6名)

区分	業務
A	庶務に関すること
C	図書館資料に関すること
C	図書館奉仕に関すること
C	図書館行事に関すること
C	視聴覚業務・視聴覚ライブラリーに関すること

公民館(現員37名)

区分	業務
A	庶務(契約・支払等)に関すること
B	事業全般に関すること(館長会議・主事会議に関すること)
B	施設管理に関すること
C	事業全般に関すること
C	庶務に関すること
C	生涯学習講座に関すること
C	生涯学習推進事業に関すること
C	社会教育関係団体に関すること
C	世代間交流館に関すること(伊香保公民館)
C	図書館に関すること(北橋公民館)

美術館(現員4名)

区分	業務
A	庶務及び経理に関すること
A	他機関との連絡、協力、情報交換等に関すること
A	維持及び管理に関すること
C	資料の収集、保管、展示及び保存・展示及び利用に関すること
C	資料の専門的及び技術的な調査研究に関すること

文学館(現員3名)

区分	業務
A	文学館の管理運営に関すること
C	文学館の管理運営に関すること

■議会事務局

議会事務局(現員7名)

区分	業務
A	議長への報告に関すること(感染症対策本部に係るもの)
A	局総合調整に関すること(感染症対策本部に係るもの)
A	議員の身分、資格喪失、報酬等に関すること
A	定例(臨時)会、常任(特別)委員会及び諸会議に関すること
A	会議通知及び一般質問等発言通告に関すること
A	公印の保管管理に関すること
A	議案、請願等の受理及び処理に関すること
A	議員共済及び議員の福利厚生に関すること
A	議長会等に関すること
B	議決事項の処理及び諸般の報告に関すること
B	傍聴に関すること
C	議員研修に関すること
C	儀式・交際及び接待に関すること
C	条例、規則、規程の制定、改廃に関すること
C	職員研修に関すること
C	資料の収集及び調査に関すること
C	議会図書室に関すること
C	議会報に関すること
C	会議録及び委員会等要録の調整に関すること

■監査委員事務局

監査委員事務局(現員6名)

区分	業務
B	監査、検査及び審査の執行計画に関すること
B	監査結果報告の提出及び公表に関すること
B	定期及び随時監査の実施に関すること
B	例月現金出納検査の実施に関すること
B	決算審査に関すること
B	健全判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること
B	法令に基づく監査の実施に関すること
B	文書の收受発送及び編集保存に関すること
B	職員の人事、服務及び諸給与に関すること
B	予算の経理及び物品の出納、保管に関すること
B	その他庶務に関すること
C	定期及び随時監査の実施に関すること
C	法令に基づく監査の実施に関すること

■農業委員会事務局

農業委員会事務局(現員8名)

区分	業 務
B	農地法に関すること
B	農業者年金に関すること
B	納税猶予に関すること
B	総会、部会の運営等に関すること
B	農業振興に関すること
C	農地法に関すること
C	総会、部会の運営等に関すること
C	条例、規則等の制定、改廃に関すること
C	農業振興に関すること